

2009 Jリーグ試合実施要項

本実施要項は、2009年のJ1、J2のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

第1節 競技場

第1条〔競技場の確保と維持〕

Jクラブは、次条以下に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを維持管理する責任を負う。

第2条〔競技場〕

- ① 競技場は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) ピッチは、天然芝であり、原則として縦長105m、横幅68mであること
 - (2) ピッチの外側周囲には、原則としてすべて1.5m以上の芝生部分を確保すること（したがって、縦長108m以上、横幅71m以上の芝生部分を確保すること）
 - (3) ゴールのポストおよびバーは白色かつ丸型（直径12cm）で、埋込式その他Jリーグが安全性を認定したものであり、鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと
 - (4) コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポストは、Jリーグ指定のものであること
 - (5) ラインは幅12cmとし、明瞭に引くこと（原則としてペイント方式とする）
- ② フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- ③ 競技場の観客席は、下記のとおりとする。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
 - (1) J1クラブ主管公式試合：15,000人以上収容できること
 - (2) J2クラブ主管公式試合：10,000人以上収容できること
- ④ 競技場には、平均1,500ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置しなければならない。

第3条〔競技場付帯設備および旗の掲揚〕

- ① 競技場は、次の各号の付帯設備を備えるものでなければならない。
 - (1) 本部室
 - (2) 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）
 - (3) 記録室（ピッチ全体を見渡すことができ、かつ、個室であること）
 - (4) 医務室
 - (5) ドーピングコントロール室

- (6) 警察・消防控室
- (7) 記者室
- (8) カメラマン室
- (9) 来賓席
- (10) 記者席（ピッチ全体を見渡すことができ、屋根付きで、かつ、手元照明付きの机を備えていること）
- (11) 場内放送設備
- (12) テレビ中継およびラジオ中継用放送ブース（ピッチ全体を見渡すことができ、かつ、音声機材を設置することができること）
- (13) スコアボード（原則として電光掲示盤であること）
- (14) メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
- (15) リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポール
- (16) 入場券売場
- (17) 飲食物およびサッカー関連グッズ等の販売所
- (18) テレビカメラ設置スペース（中継関連カメラ用およびニュース関連ENG用）
- (19) テレビ中継車両駐車スペース
- (20) ケーブル敷設スペース（中継車とカメラおよび放送ブース間）
- (21) 伝送用機材等設置スペース（アンテナ／アンテナ搭載車両／光ファイバー用端末）
- ② ホームクラブは、リーグ旗、クラブ旗およびチャンピオンフラッグ（ホームチームが前年のチャンピオンチームである場合に限り）を次の各号のとおり掲揚しなければならない。
 - (1) リーグ旗：中央
 - (2) ホームクラブ旗：ピッチから向かって左
 - (3) ビジタークラブ旗：ピッチから向かって右
 - (4) チャンピオンフラッグ：前年のチャンピオンチームのクラブ旗の下（ホームゲームのみ掲揚）
- ③ リーグ旗およびクラブ旗の大きさは天地1,800mm、左右2,700mmとする。

第4条〔照明装置〕

Jクラブは、競技場の照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

第5条〔ベンチ〕

- ① ベンチは、原則として次の各号の要件を満たすものでなければならない。
 - (1) ピッチのタッチラインから5m以上離れ、かつ、その一端がハーフウェイラインから10m以内に懸かる位置に設置すること
 - (2) 屋根を備えていること（ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない）
- ② ベンチの前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置する。
- ③ ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置する。

第6条〔医事運営〕

- ① ホームクラブは、次の各号のとおり医事運営を行わなければならない。
 - (1) 医務室には、協会のスポーツ医学委員会が定めた救急用機器および医薬品（別紙1）を備えること
 - (2) 試合の開催時には、競技場の観客等の事故に対処するため、医師および看護師各1名以上を開門時から閉門時まで待機させること
 - (3) 試合の開催に先立ち、競技場で生じる重度の外傷および疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと
 - (4) 競技場内医事運営担当の医師に、試合の開催時に競技場で生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、その「正」をJリーグ事務局へ可及的すみやかに提出すること
- ② 前項第2号の医師および看護師の手当て等は、以下の金額を標準とする。
 - 手当て：医 師 30,000円（日給）
 - 看護師 10,000円（日給）
 - 交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

第7条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕

ホームクラブは、ビジタークラブを応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

第8条〔広告看板等の設置〕

- ① 競技場には、Jリーグが指定した位置にJリーグ看板を掲出できるスペースを別表1のとおり確保しなければならない。
 - サイズ：J 1 クラブ 900mm×6,000mm
 - J 2 クラブ 900mm×15,000mm
 - 枚 数：1枚
- ② 競技場には、Jリーグが指定した位置に下記記載のJリーグスポンサーの広告看板等を掲出できるスペースを別表1のとおり確保しなければならない。
 - (1) 広告看板
 - サイズ／枚：900mm×6,000mm
 - 枚数：最大24枚
 - 色：4色
 - (2) 横断幕
 - 基本サイズ：1,200mm×7,500mm
 - 色：4色
 - (3) アドタイム看板（J1リーグ戦のうち各節1試合）
 - 基本サイズ：860mm×6,000mm
 - 画面数：最大16面
 - 色：4色
 - (4) 電光看板（J1リーグ戦のうち各節1試合）
 - 基本サイズ：800mm×99,200mm

観客等の視野を妨げるものであってはならない。

(5) 90° システムシート

枚数：最大8枚

色：4色

(6) コーナー看板

サイズ：1,500mm×1,500mm

枚数：最大2枚

色：4色

(7) ゴール裏ミニ看板

サイズ：500mm×1,500mm

枚数：最大4枚

色：4色

③ 競技場には、Jリーグが指定した位置にフェアプレーキャンペーン用パネルを掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：500mm×500mm

枚数：2枚

位置：ベンチ横，ハーフウェイライン側

④ クラブスポンサーの広告看板または横断幕を掲出する場合は、次の各号の条件を満たさなければならない。

サイズ：900mm×4,500mm

色：4色

⑤ クラブが回転式看板[アドタイム]、電光看板およびその他Jリーグがその仕様につき未承認の看板を掲出する場合は、原則として掲出を希望するシーズン開始前までに当該看板の使用についてJリーグ事務局に申請し、その承認を得なければならない。

⑥ 第2項および第3項の広告看板等の設置位置は、次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。

(1) タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること

(2) ゴールライン側：ゴールラインから5m以上離れたカメラマン用のラインに沿っていること

⑦ クラブが、あらゆる掲出物を出す場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2)によりJリーグ事務局に申請し、その承認を得なければならない。

第9条〔競技場における告知等〕

① ホームクラブは、競技場において、次の各号の事項を告知しなければならない。

(1) 選手、審判員、審判アセッサーおよびマッチコミッショナー

(2) 試合方式

(3) 選手および審判員の交代

(4) 得点者および得点時間(得点直後)

(5) ロスタイム

(6) 他の試合の途中経過および結果

(7) 入場者実数

- (8) 前各号のほか、Ｊリーグの指定する事項
- ② ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
 - (1) 次の試合の予定の告知
 - (2) 事前にＪリーグに届け出て承認を得た広告宣伝
 - (3) 音楽放送
 - (4) チームまたは選手に関する情報の告知
 - (5) 前各号のほか、Ｊリーグの承認を得た事項

第10条〔公式試合開催指定競技場の指定〕〈削除〉

第11条〔競技場の視察〕

- ① Ｊリーグは、試合開催の可否を確認するため競技場を視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- ② チェアマンは、前項の報告を受けたときは、その競技場での試合の実施を中止する決定を下すことができる。
- ③ 前項の中止の決定およびその通知は、試合開催日の2か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

第12条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

ホームクラブは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第2節 試 合

第13条〔大会方式〕

- ① Ｊ１：ホーム&アウェイ方式による2回戦総当り
- ② Ｊ２：3回戦総当り

第14条〔試合の主催等〕

- ① 試合は、すべて協会およびＪリーグが主催し、Ｊリーグが主管する。
- ② Ｊリーグは、試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する。
- ③ 活動区域外で開催される試合については、事前にチェアマンの承認を得た場合に限りその地方のマスコミが共催することを認める。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。

第15条〔主管権の譲渡〕

ホームクラブは、Ｊリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する地域サッカー協会および都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、ホームクラブは、Ｊリーグ規約上の義務を免れるもので

はない。

第16条〔競技規則〕

試合は、すべて国際サッカー連盟（FIFA）および協会の競技規則に従って実施される。

第17条〔届出義務〕

- ① Jクラブは、2009年1月31日までに次の各号の事項を所定の方法によりJリーグ事務局に届け出なければならない。
 - (1) 選手
 - (2) 実行委員、運営担当および広報担当等
 - (3) 監督、コーチ、チームドクター、アスレティックトレーナー（原則として日本体育協会公認）等（以下「チームスタッフ」という）
- ② 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。
- ③ Jリーグ事務局は毎週金曜日（ただし、その日がJリーグ事務局の営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。

第18条〔出場資格〕

- ① 協会への選手登録を完了し、かつJリーグ規約第99条の2に定めるJリーグ登録を行った選手のみが、試合における出場資格をもつ。
- ② Jクラブの2種チームに所属し、次の各号の条件を満たした選手には、所属クラブが参加するJ1またはJ2への出場資格が与えられる。
 - (1) 当該2種チームが、協会にクラブ申請されていること
 - (2) Jリーグ事務局に「Jリーグメディカルチェック報告書」が提出されていること
 - (3) 「第2種トップ可」選手としてJリーグ登録されていること
- ③ 選手は、試合出場に際し、協会の発行する選手証（以下「選手証」という）を携帯しなければならない。

第19条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2009年8月28日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが、J1・J2リーグ戦への出場資格を持つ。

第20条〔出場可能日〕

前2条により登録を完了した選手は、登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第21条〔メディカルチェック〕

- ① JクラブはJリーグが別途定める日までに、選手に関する「Jリーグメディカルチェック報告書」をJリーグ事務局に提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録のつど提出するものとする。
- ② 協会のスポーツ医学委員会は、「Jリーグメディカルチェック報告書」において異常所見

を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第22条〔試合エントリー選手の人数〕

各試合にエントリーできる選手の人数は、1チームあたり次の各号の通りとする。

- (1) J1：18名
- (2) J2：16名

第23条〔外国籍選手〕

試合エントリーすることができる外国籍選手は、1チーム3名以内とする。ただし、アジアサッカー連盟（AFC）加盟国の国籍を有する選手については、1名に限り追加でエントリーすることができる。

第24条〔ユニフォーム〕

リーグ戦において使用するユニフォームは別途定める「ユニフォーム要項」による。

第25条〔フィールド内のチーム要員〕

- ① フィールド上に用意されたベンチには、第17条第1項第3号および第2項に定める届け出を行ったチームスタッフのうち、「メンバー提出用紙」（別紙5）に記載された者6名および交代選手7名（J2は5名）の合計13名（J2は11名）が着席できる。
- ② ベンチ内での喫煙および通信機器類の使用は禁止する。
- ③ 交代要員はピッチの周辺でウォーミングアップする際、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上から異なる色のビブスを着用する等、識別可能な状態で行わなくてはならない。
- ④ Jクラブは、協会、Jリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- ⑤ 退席を命じられたチームスタッフは、フィールド内に留まってはならず、選手等への指示を出してはならない。また協会、Jリーグの決定によりベンチ入りを停止されたチームスタッフは、観客席以外に立ち入ってはならない。
- ⑥ 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは2名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえでピッチ外に退去しなければならない。
- ⑦ 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会、Jリーグにより処分を決定される。

第25条の2〔テクニカルエリアの使用〕

あらかじめ「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ1名のスタッフのみが、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。なお、必要な場合は通訳が同行し、指示を与えることを認める。

第26条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決しない場合、引き分けとする。

第27条〔J1第1、第2各ステージの順位決定〕（削除）

第28条〔年間順位の決定〕

- ① J1はリーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。
 - (1) リーグ戦全試合の得失点差
 - (2) リーグ戦全試合の総得点数
 - (3) 当該チーム間の対戦成績（イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数）
 - (4) 反則ポイント
 - (5) 抽選
- ② 前項第5号の抽選は、J2降格チームの決定等理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。
- ③ 同一順位のチームが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。
 - (例1) 優勝が2チームの場合
賞金額 300,000,000円（200,000,000円+100,000,000円）
1クラブあたり 150,000,000円
 - (例2) 7位が2チームの場合
賞金額 10,000,000円（10,000,000円+0円）
1クラブあたり 5,000,000円
- ④ 複数チームが同順位となった場合、AFCチャンピオンズリーグ等への出場チームは、理事会で決定する。
- ⑤ J2はリーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、第1項第1号から第5号までの各号の順序により順位を決定する。
- ⑥ 抽選の実施および同一順位のチームが複数あった場合の賞金配分措置は、J1と同様とする。

第29条〔審判員〕

- ① 主審、副審および第4の審判員については、Jリーグが協会の審判委員会に対し、協会登録の1級審判員で、かつJリーグ規約第99条の3に定めるJリーグ登録を行った者（ただし、第4の審判員は原則1級）の派遣を依頼する。
- ② 審判員は、キックオフ時刻の90分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ 主審または副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の審判員は、マッチコミッショナーの承認のもとに原則として副審を務める。
- ④ 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当て：	(J1) 主審	120,000円	副審	60,000円	第4の審判員	20,000円
	(J2) 主審	60,000円	副審	30,000円	第4の審判員	10,000円

交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

- ⑤ 緊急事態により審判員が交代した場合、または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。
- (1) 試合開始前に疾病・負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合、および試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
 - (2) 試合途中の負傷等により交代した場合、および試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする
 - イ. 試合途中から、より責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合、および試合が中止された場合は、それまでの職務に対して次の手当てを支払う
手当て：（Ｊ１）主審 70,000円 副審 35,000円 第4の審判員 10,000円
（Ｊ２）主審 35,000円 副審 20,000円 第4の審判員 6,000円
 - ロ. 試合途中から、より責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して、本条第4項に定めた手当てを支払う
 - (3) 前2号に関わる交通費、宿泊費は、実際に移動、宿泊を伴った場合に限り、Ｊリーグの「旅費規程」に基づいて支払う

第30条〔アクレディテーションカード（ＡＤ証）〕

Ｊリーグは、次の各号のアクレディテーションカード（ＡＤ証）を発行し、ＡＤ証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- (1) OFFICIAL（紫）：オールエリア通行可
- (2) OFFICIAL（青）：本部室、フィールド（ピッチを除く）、記者室、記者席、カメラマン席、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- (3) TEAM（ピンク）：オールエリア通行可
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- (4) TEAM（赤）：本部室、フィールド（ピッチを除く）、更衣室、練習場、その他運営ゾーン
ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- (5) SUPPLIER（水色）：本部室、その他運営ゾーン
- (6) PRESS（緑）：記者室、記者席、カメラマン室、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- (7) TV STAFF・RADIO STAFF（茶および黄）：フィールド（ピッチを除く）、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- (8) カメラマンゼッケン（オフィシャル・紫、PRESS・黄、TV-PRESS・赤、報道連絡員・黒、テレビ中継・白、スカウティング・青）：フィールド（ピッチを除く）、記者室、記者席、カメラマン室、その他運営ゾーン

第31条〔入場料〕

- ① 入場料金はホームクラブが設定し、料金の体系をＪリーグの指定日まで報告する。
- ② 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の幼児の入場料金は、無料とする。ただし有料入場者1名につき1名に限る。
- ③ 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半15分経過時まで行う。

第32条〔試合球〕

ホームクラブは、キックオフ時刻の120分前までにJリーグの指定する試合球を7個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第33条〔Jクラブの責任〕

- ① ホームクラブは、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する義務を負う。
- ② ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。
- ③ ホームクラブは、前2項の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限し、または即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務を負う。
- ④ ビジタークラブは、サポーター対応担当（運営担当、セキュリティ担当との兼務可）をアウェイゲームに帯同し、第2項に基づくホームクラブの義務の履行に協力するものとする。

第3節 運 営

第34条〔日 程〕

リーグ戦は、Jリーグにより決定された日程に従い開催される。

第35条〔試合の日時または場所の変更〕

- ① 試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
 - (1) ホームクラブは、Jリーグ事務局に対し、変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」（別紙7）により申請する
 - (2) チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに変更の可否をホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- ② 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- ③ やむを得ない特別の事情がある場合において、チェアマンは、前2項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

第36条〔特別の事情による変更〕

Jクラブは、協会またはJリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第37条〔運営責任〕

- ① 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- ② ホームクラブの実行委員は、キックオフ時刻の120分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ あらかじめチェアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

第38条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Ｊリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Ｊクラブが主催する地域振興のための試合・イベントおよび選手育成のための試合であって、荒天時には中止できるものに限り、Ｊリーグ事務局長の承認を受け、実施することができる。

第39条〔マッチコミッショナー〕

- ① マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、各試合に派遣される。
- ② マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) キックオフ時刻の120分前までに競技場に到着すること
 - (2) 選手証により選手の試合における出場資格を確認し、「メンバー提出用紙」の記載事項に不備があればそのチームに訂正させること
 - (3) キックオフ時刻の70分前に双方のクラブの監督、実行委員（またはそれに代わる者）、運営担当（正）、および審判員を集め、マッチ・コーディネーション・ミーティングを開催すること。ただし、ビジタークラブの運営担当（正）については、代理出席を認める
 - (4) 試合終了後24時間以内にＪリーグ事務局宛に「マッチコミッショナー報告書」（別紙8）を発信すること
 - (5) 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「緊急報告書」（別紙9）をすみやかにチェアマンに提出すること
 - (6) 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
 - (7) 前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと
- ③ ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
- ④ マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：（Ｊ１）30,000円 （Ｊ２）20,000円
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による
- ⑤ 試合が中止された場合の手当て等は以下のとおりとする。
 - (1) マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合
手当て：なし
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
 - (2) マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当て：（Ｊ１）20,000円 （Ｊ２）15,000円
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による
 - (3) 試合途中で中止が決定した場合
手当て：（Ｊ１）30,000円 （Ｊ２）20,000円
交通費・宿泊費：Ｊリーグの「旅費規程」による

第40条〔試合の中止および中断の決定〕

- ① 試合の中止は、主審が、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員と協議のう

え決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。

- ② 主審が試合の中断を決定した場合、ホームクラブは試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第41条〔競技場への到着〕

双方のチームはバスを使用し、原則としてキックオフ時刻の70分前までに競技場に到着しなければならない。

第42条〔キックオフ時刻の厳守〕

- ① いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- ② 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。ただし、テレビもしくはラジオの放送の都合による遅延は、5分以内に限る。
- ③ いずれか一方のチームがキックオフ時刻に競技場に現れない場合、相手チームは45分間、待機する義務を負う。
- ④ 後半のキックオフ時刻は、前半のキックオフ指定時刻（主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻をいう）の60分後とする。ただし、前半のロスタイム等が5分を超えた場合、超えた分だけ後半のキックオフ時刻を遅らせることとする。

第43条〔敗戦とみなす場合〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その過失があるチームは、原則として0対3で敗戦したものとみなす。

第44条〔メンバー提出〕

- ① 双方のチームは、キックオフ時刻の150分前までに「メンバー提出用紙」に必要事項を記入し、全選手の選手証とともにホームクラブの運営担当に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
- ② 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。なお、この条項によって認められる選手の変更は次の各号の通りとする。
 - (1) 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める。
 - (2) 控え選手の場合、新たな選手を補充できる。

第45条〔主審の確認事項〕〈削除〉

第46条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- (1) 選手の交代は、3名以内とする
- (2) 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない

第47条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、その勝敗の決定方法は、理事会において協議のうえ決定する。

第48条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となった試合の出場および得点は、記録されない。ただし、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある。

第49条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- (1) 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- (2) 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第50条〔係員〕

- ① ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。
 - (1) 場内外の警備・案内要員
 - (2) 場内放送要員
 - (3) ボールパーソン
 - (4) 担架要員（8名、担架を2台用意しておくこと）
- ② ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかなければならない。

第51条〔マスコミ対応〕

- ① 報道関係者の取材（インタビューを含む）は、原則として練習開始から試合終了時までには行わない。ただし、それぞれのクラブの広報担当を通じての取材は行うことができる。
- ② 試合におけるホームクラブのマスコミ対応は次のとおりとする。
 - (1) カメラ（スチールおよびテレビ）による撮影およびペン記者の取材場所を指定する
 - (2) 「試合メンバー表」（別紙10）の配布は、キックオフ時刻の110分前までに行う
 - (3) ハーフタイム時には双方の監督のコメント等を配布する
 - (4) 試合終了後、対戦した両クラブは共に、監督については記者会見を、選手については、取材対応を行わなければならない。
 - (5) 試合終了後の監督記者会見及び選手取材対応の場所を設ける
 - (6) 記者室およびカメラマン室を設ける

第52条〔公式記録〕

- ① 記録員は、所定の公式記録用紙（別紙11）により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当（正）の署名を

受けたのち、すみやかに報道関係者等に配布する。

- ② ホームクラブの運営担当（正）は、公式記録の原紙をすみやかにＪリーグ事務局に提出しなければならない（観客数は入場者実数を記入）。

第53条〔試合運営報告〕

- ① ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」（別紙12）に必要事項を記載し、Ｊリーグ事務局に提出しなければならない。
- ② Ｊクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Ｊリーグ傷害報告書」をＪリーグ事務局に対し提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見を得、チームドクターの署名あるものを提出するものとする。

第54条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

第55条〔警告による出場停止処分〕

累積された警告による出場停止処分は、規律委員会が定めるところによる。

第4節 試合の収支

第56条〔試合の費用負担等〕

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用を負担する。

- (1) 運営人件費
- (2) 競技場使用料（付帯設備使用料を含む）
- (3) 競技場仮設設備設置費用（テント設営料等）
- (4) 入場券・招待券の印刷費
- (5) 入場券販売手数料
- (6) 広告宣伝費
- (7) クラブスポンサーの看板等の費用（競技場への掲出料を含む）
- (8) その他運営に係わる費用

第57条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費の発生している試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した前条第1号から第4号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費はＪリーグが負担する。

第58条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- ① ホームクラブの責に帰すべき事由により試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブはビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- ② ビジタークラブの責に帰すべき事由により試合が開催不能または中止となった場合、ビジタークラブはホームクラブに発生した第56条第1号から第8号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第59条〔公衆送信権〕

- ① Jリーグ公式試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべてJリーグに帰属する。
- ② Jリーグ公式試合の公衆送信権料は、別途Jリーグが定めるところによる。
- ③ 前項の公衆送信権料は、別途定める基準によりすべてのJクラブにそれぞれ配分するものとする。

第60条〔収支報告〕

Jクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」（別紙13）の写しをJリーグに提出しなければならない。

第61条〔納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、その試合の属する大会が終了した後60日以内に、協会に納付しなければならない。ただし、2009年度は当該納付金は2%とする。

第62条〔納付期限〕

- ① J1クラブは、リーグ戦終了後60日以内に、所定の納付金を納めなければならない。
- ② J2クラブは、リーグ戦終了後60日以内に、所定の納付金を納めなければならない。

第63条〔遠征費用〕

- ① チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、「旅費規程」第2条の定めるところによる。
- ② ホームクラブの都合によりホームタウン以外の競技場で試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費・宿泊費の増額分は、ホームクラブが負担する。
- ③ 公式試合を無事に終了したが、不可抗力など理事会が認める理由によりその日または、翌日の帰路に影響が出た場合には、双方のチームにおいて発生した宿泊費をJリーグが負担する。